

富士宮市オープンカウンター方式による見積合せ実施要領

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する物品購入を受注する能力及び意欲がある業者に十分な受注機会を与えることにより、透明性、競争性及び公正性の向上を図るため、物品購入の公募型見積合せ（以下「オープンカウンター」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象物品購入等)

第2条 オープンカウンターの対象となる物品購入は、予定価格が5万円以上80万円未満（印刷製造請負については130万円未満）のものの中で、契約管理課長が選定するものとする。

(参加資格等)

第3条 オープンカウンターに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 市の物品入札参加資格者の認定を受けている者
- (3) 富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者
- (4) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可及び認可を得ていること
- (5) 登録業種、営業所の所在地要件等を付加した場合、その要件を満たしていること
- (6) 発注する物品購入の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たす者

(公表)

第4条 オープンカウンターにより物品を購入しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、市のホームページ及び市役所4階契約管理課において公表するものとする。

- (1) 見積番号
- (2) 物品名

- (3) 納入場所
- (4) 納期
- (5) 物品の概要
- (6) 参加資格要件
- (7) 見積提出日時
- (8) その他市長が必要と認めた事項

(参加の申込み)

第5条 見積者は、見積書（第1号様式）を作成し、封緘の上、表面に見積番号を明記し、指定された日時及び場所において提出しなければならない。

2 見積者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額のうち、軽減税率対象品目については108分の100に相当する額と、軽減税率対象外品目については110分の100に相当する額の合計金額（以下この条において「見積金額」という。）を見積書に記載すること。

3 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送またはファクシミリによる提出も認めるが、見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

(見積書の書換え等の禁止)

第6条 見積者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積書の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加する資格を有しない者が行った見積り
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない見積り
- (3) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反し、又は必要な

条件を具備していない見積り

(契約の相手方の決定)

第8条 予定価格の範囲内で、最低の価格を提示した者を契約の相手方とする。決定となるべき同額の見積をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当市の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

2 見積合せの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するとともに当市ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

(異議の申立て)

第9条 見積者は、見積書提出後、この要領その他の見積条件の不知又は仕様書、設計書、図面、見本等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。